

介護

ありませんか？

介護保険の納め忘れ

○再確認！介護保険制度とは？

介護保険制度は、社会全体で介護の負担を支え合う仕組みです。介護保険では、通常、1割の自己負担で様々な介護サービスをご利用いただけますが、保険料の納め忘れがありますと滞納の状況に応じて保険の給付が制限されるなど、不利益を受ける場合があります。また、保険料は地域の介護サービスをまかなう大切な財源ですので、忘れずに納めましょう。

被保険者本人には保険料の納付義務がありますが、世帯主や配偶者にも連帯納付義務があると定められています。被保険者本人の死亡後は、相続によって保険料の債務も承継されます。

○もし、介護保険を納め忘れると…
介護保険を納め忘れると、未納期間に応じた保険給付の制限が発生します。制限の内容は、次のとおりです。

■保険給付の制限

◆1年以上滞納した場合…支払い方法の変更(保険給付の償還払い化)

介護サービスを利用したときは、いったん利用料の全額を自己負担

しなければならなくなります。
(9割相当分は町に申請し請求することになります。)

◆1年6カ月以上滞納した場合…保険給付の一時差し止め

町に請求する保険給付(9割相当分)の一部または全部を一時的に差し止められます。【滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合があります。】

◆2年以上滞納した場合…利用者負担が1割から3割に引き上げられます。

介護保険料の未納期間に応じて、本来1割である利用者負担が3割に引き上げられるほか、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。

○特別徴収と介護保険料の関係

一般的に、65歳以上の方の介護保険料は年金から天引き(特別徴収)されるので、ご自分で納付する必要はないと思われるかもしれませんが、しかし、65歳になられた時や他の市町村から転入した時、既に公的年金を受給されていても、年金支払機関(日本年金機構等)と市町村との事務処理の都合上、半年から1年程の間は年金からの天引き(特別徴収)は行われません。

そこで、65歳になられたばかりの方や他の市町村から転入した方につ

いては納付書や口座振替の方法で納めていただくこととなりますが、

『介護保険料は特別徴収(年金からの天引き)』

との思い込みから、特別徴収が開始されるまでの保険料が未納になっている方がおられます。

未納の方には、随時、催告書を送付しています。催告書が届いた方は内容をご確認の上、至急お納め下さい。

納期限から2年を過ぎた保険料は、時効により納めることが出来なくなります。

やむを得ず滞納している保険料を一括して納付することが難しい場合は、分割納付など今後の保険料の支払方法について、長寿支援課介護保険班までご相談ください。

問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課

募集

防衛省からのお知らせ

◎高等学校生徒の募集について

■募集種目

陸上自衛隊高等工科学校生徒

■募集人員

【推薦】約60名 【一般】約260名

■応募資格

15歳以上17歳未満の男子で中学校卒業者または中等教育学校の前期課程修了者

(平成26年4月1日現在)

■受付期間

【推薦】12月6日(金)まで

【一般】平成26年1月10日(金)まで

■試験期日

【推薦】平成26年1月11日(土)から13日(月)までの間の指定する1日

【一般】

(第一次試験)平成26年1月18日(土)

(第二次試験)平成25年2月1日(土)

から4日(火)までの間の指定する1日

■合格発表

【推薦】平成26年1月17日(金)

【一般】

(第一次試験)平成26年1月27日(月)

(最終合格)平成26年2月21日(金)

■試験会場

【推薦】陸上自衛隊高等工科学校

(神奈川県横須賀市)

【一般】

一次・二次共に和歌山県民文化会館

■問い合わせ

自衛隊和歌山地方協力本部有田募集案内所

〒649-0316

有田市宮崎町106-2

TEL 0737-82-6631

メール／

recruit1-wakayama@pco.mod.go.jp

9 18